

## 平成 21 年度第 1 回青森県次世代育成支援対策推進協議会（概要）

日時 平成 21 年 7 月 6 日（月）  
13 時 30 分～15 時 30 分  
場所 県庁西棟 8 階中会議室

（事務局）

ただいまから、平成 21 年度第 1 回青森県次世代育成支援対策推進協議会を開催します。この会議は公開を原則としております。また、会議録につきましても、皆様の発言内容を要約して、県のホームページに掲載したいと考えております。掲載にあたっては、委員の皆様へ予め会議録要旨を送付させて御覧いただき、了解を得た上で公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は都合により青森県保育連合会会長の佐藤委員、青森県商工会議所連合会事務局次長の出町委員、谷本委員、田村委員、青森県町村会事務局長の山口委員の 5 名が欠席となっておりますが、可能な限り関係者の皆様の御意見をお伺いするため、関係団体につきましては代理出席させていただいておりますので、予め御了承いただきたいと思います。

それでは始めに、石岡健康福祉部次長から御挨拶申し上げます。

（石岡次長）

県の健康福祉部次長の石岡と申します。平成 21 年度第 1 回青森県次世代育成支援対策推進協議会の開催にあたり、御挨拶申し上げます。

本日は御多忙中にも関わらず御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。また、委員を快くお引き受けいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、我が国の少子化は急速に進行しておりますが、本県におきましてもこの傾向は同様となっております。本県の平成 20 年の合計特殊出生率は 1.30 と、過去最低だった前年の 1.28 から 0.02 ポイント上昇したものの、いまだ全国平均の 1.37 を下回っている状況でございます。

県では、こうした少子化の流れを変えるため、平成 17 年に本協議会の御協力をいただき策定いたしました青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」に基づきまして、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県を目指して各種の次世代育成支援対策の推進に努めてきたところです。このプランは、今年度が最終年度となっております、21 年度中にこれまでの計画内容を見直し、来年度以降の行動計画を策定することが必要となっております。

本日は、計画見直しにあたりまして必要な次世代育成支援対策に関する国や本県の最新

情報を御報告し、今後の次世代育成支援対策についての協議をいただくことにしております。

委員の皆様方には、それぞれの立場からの忌憚の無い御意見をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

< 委員、事務局職員の紹介 >

事務局から、委員、事務局職員を紹介する。

(代理出席となった、社団法人青森県保育連合会については平野事務局長、青森県町村会については土岐業務共済課長を紹介。)

< 座長の選任 >

地主委員が座長に選任される。

(地主座長)

ただ今、選出されました地主であります。お手元に「わくわくあおもり子育てプラン」が配布されていますけれども、この前期の評価について、今日、皆様方に御意見をいただくというのが主であります。一つ皆さん方の知恵を絞って子ども達をより良い環境で育てるにはどうしたらいいのか、忌憚の無い御意見を多方面から出していただいで、後期を前期よりも一層より内容の濃いものにしたいということをお願いし、就任の挨拶に代えたいと思います。

< 副座長の選任 >

鹿内委員が副座長に選任される。

(地主座長)

それでは次第の4の説明事項に入ります。事務局の方、説明をお願いします。

< 説明 >

事務局から、資料1と資料2について説明。

(地主座長)

ただ今、1番の次世代育成支援対策推進法の概要と2番の「わくわくあおもり子育てプラン」前期計画の概要、2つ併せて説明していただきました。何かこの点に関しまして質問ございますでしょうか、または御発言ございますでしょうか。特にありませんか。今日は議題が盛りだくさんですので先に進ませていただきます。

それでは、次の3番目の行動計画策定指針の改正・後期行動計画策定の手引きについて、事務局の方から引き続き説明をお願いいたします。

<説明>

事務局から、資料3 - 1から資料3 - 3について説明。

(地主座長)

3番の行動計画策定指針の改正及び後期行動計画策定の手引きについて詳細な説明がありました。

今から皆様方の、説明についての質問、または御発言がありましたら求めたいと思います。それでは、何か今の3番目について、質問、意見、ございますか。

(石澤委員)

市町村の考え方が、県と若干違っていいのか。

(地主座長)

市町村の考え方が、国・県とちょっとずれてもいいのかどうかという質問ですが。

(事務局)

市町村が実施主体としてやっている事業や事業の目標につきましては、先ほど御説明した参酌標準によって特徴を書けるということになっております。従いまして、その部分は市町村が事業目標量を取りまとめ、県分、そして国分ということになるかと思えます。

その他の市町村としてどのような内容の施策を推進していくかということについては、この行動計画の策定指針及び手引きに基づいて行うということになります。国の施策の様々な目標というものが出てきておりますので、それに基づいて市町村の行動計画が作られるというふうに考えております。

(石澤委員)

例えば、藤崎町の場合は子育て支援に関するいろんな仕事をしています。それから、社会福祉協議会も交通安全の関係などいろんな事業をしています。市町村である程度自分達の考えを計画に入れてもいいのか。

(事務局)

市町村の行動計画を作る際には、私達が県の行動計画を作るのと同じように、幅広い意見を組み合わせながら自分達市町村の独自の行動計画を作ることとされております。子ども達を健やかに育てていくための計画として、十分意見を汲み取って、自分達のところの計画を作っていただくということになっております。ただ、サービスの目標量、例えば保育

のサービスだとか放課後児童クラブにつきましては国で参酌標準というのを作っておりまして、それに沿った形で市町村が自分のところのニーズを踏まえて目標というのを定めることになりますので、ある程度のしぼりというものが出てくるということになります。

(石澤委員)

くどいようだけれども、計画を上げたら、県がこれはおかしいじゃないかと、県の方針とちょっと違うじゃないかと、そういう答えは出ないんでしょうか。ある程度、その市町村の独自性は大切でしょう。

(事務局)

そのとおりです。県の行動計画においても市町村の行動計画においても、地域の特性を踏まえて作るようになっておりますので、ある程度決めた共通以外のものは、その地域に合った計画を作りなさいということになっております。もし独特のものがあれば、それは行動計画に反映させてくださいと。それは国も県も同じでございます。

(山内委員)

資料3-3、 の「地域における施策目標の検討」の中で、地域の社会環境の変化を統計データ等を用いて把握するというのがございます。どのようなデータを考えているのかなというのが1点。それから、「前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し」というところがございます。

自殺者、随分出ているんですね。これもやはり社会変化の状況というデータの中に入ってくるのではないのかなと思うんです。

先ほど、事務局からの話で少子化の件がございました。合計特殊出生率の件です。これも達成状況とか住民の意識に与えた影響がどのようになっているのか。

それともう1つは、個人情報保護法、これを過大解釈したり過剰反応して、学校も含めて地域社会が今までの横の連携というのをなかなか取れなくなっている。これらをどうするかということがどうしても必要なことではないかと。

それから、父子家庭、母子家庭、どのような解決策なり対応がされるのかという点についてどのように検討をしていけばいいのか、教えていただきたい。

(事務局)

一番最初の地域における社会環境の変化を統計データを用いて把握というのは、「わくわくあおもり子育てプラン」をちょっと見ていただけないでしょうか。これは前期の行動計画を策定した時点でどういう少子化の問題があるか、次世代の問題があるかをこの計画の中に盛り込んで、いろいろな施策目標を立てたものです。この58ページ以降が資料編となっております。これは、青森県の子ども、あるいは子育てする環境、子育てする家庭・

地域、学校等についてどのような状況になっているかを統計的なデータを用いて分析しているものです。この統計データにつきましては、次世代育成支援の行動計画の公表の時に毎年度の経過を全部追って、報告をしているものです。

後で説明をするのですが、統計データがどのようなになったかというものが出てきますので、それに基づいて前期の行動計画の評価をしていただき、また後期の行動計画を策定するため、どのような統計データを加えていけばいいかということも委員の皆様と御協議いただければと思っております。

それと2番目の、自殺者が多いということはこれまでもあちこちで報道されていますし、非常に問題となっているものですが、当然、自殺の問題の背景になるような様々な家庭の問題、社会経済の問題、それについてもおそらく統計データ等に入れ込んで、地域で子育てをする時の問題があるかということ进行分析していく必要があるだろうと考えてございます。

それと母子家庭、父子家庭等いろんな問題ですが、そういった家庭につきましても統計データに入っております。統計データにつきましては個人情報保護条例等で何でもかんでも調べられるものではございませんので、行動計画を作る時はある程度公表されている調査、そしてその数に基づいて検討することになってくるかと思っております。

今、山内委員の方から御質問された内容は、この後、資料4で後期行動計画の策定について皆様に御協議いただく中で、また具体的な御意見としてお伺いできればと考えてございます。

(本間委員)

資料の3-1、9ページ(4)です。職業生活と家庭生活との両立の推進等、この中で、研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣、これらにつきましてはどのような方向で考えなのか、お聞かせいただければと思っております。

(事務局)

9ページの仕事と生活の調和の実現の関係で、後期計画、どのような方向にいくかということですが、新しい視点として行動指針の中でワーク・ライフ・バランスについて追加されていますので、県としてはこれについても何らかの活動を盛り込んでいきたいと考えておりますが、詳しい内容についてはこれから委員の方々の御意見をいただきながら検討させていただきたいと考えております。

(地主座長)

資料3-1の3ページの一番下、7番に一時預かり事業という言葉が出てきますが、これは国で使っている言葉ですか。それとも県独自で使っている言葉ですか。

(事務局)

国は、この度、児童福祉法を改正いたしまして、今までは一時保育、保育所におきます一時保育という言葉だったのですが、一時預かりという言葉に変えています。

(地主座長)

昔、コインロッカーがない時代、駅で預かってくれる時に一時預かりという言葉が普通使われたわけです。今、人が若くなったから何気なくこういう言葉を使うけれども、子どもは荷物ではないんじゃないか。一時、国から、昔エンゼルプランが出た時も片親という言葉が出て来た。それは一人親と言いなさいということで言葉の使い方を代えたことがあるのですが、これもお世話をするのであって、預かるのではないだろう。一時お世話とか臨時お世話ということはいいいけれども、預かりではないだろうと。これは県で検討しておいてください。

(地主座長)

それでは5の協議事項に入りたいと思います。そのうちの1番目、後期計画の策定手順について、事務局から説明をお願いいたします。

<説明>

事務局から、資料4 - 1について説明。

(地主座長)

後期計画の策定手順について、何か皆様方から質問、または御意見、ございますでしょうか。

(齋藤委員)

この実施計画とか、いろんなことを、パブリックコメントを求めるという形で広く県民から意見を聞く、それはホームページを主にお使いになっているわけですね。パブリックコメントが極端に少ないという記事が結構多いのですが、この場合、またこのホームページの公表でもアクセスのカウントとかパブリックコメントの集まり方の見通しというのはどのようになっていますか。

(事務局)

前期行動計画を作成した時には、ホームページのパブリックコメントで御意見をいただいた他に、県民局の方にこの素案を置きまして、直に御覧いただいています。私の記憶でございますけれども、前期計画時のパブリックコメントは32件ございました。他計画に比べて御意見は沢山いただいたというふうに思っております。

今回もおそらく同じような形でパブリックコメントをさせていただくというふうになると思います。

(齋藤委員)

意外に多いんですね。

(地主座長)

県民局というと、いわゆる市レベルにしかないので、窓口というか、県民との接点をもう少し増やす方向がないか、ちょっと検討をしてみたらいかがでしょうか。

(事務局)

いろんな方策は取りたいと思います。例えば県内に子育て情報ボードというものを設置しております。青森で言えばデパートですとか、他のところだと小児科のある病院とか、子育ての親御さん達が集まるようなところに情報ボードがございまして、そこに案を提示いたしまして御意見をいただくような形も可能ではないかと思います。一般の方の目に止まるのではないかと思います。

あとは、子ども家庭支援センターだとか、色々あります。前の計画の時もそちらの方にも配布して、御意見をいただいたと思いますので。

今後検討し、なるべく広く県民の方々の御意見をいただきたいと考えております。

(地主座長)

青森県の場合、インターネットの普及率は低いので、それを通じてパブリックコメントというのは難しいかなと。いわゆる紙に印刷したものをどこかで手にとって、今携帯は皆持っているわけですから、携帯でできるような形ならば若い人たちも割と手軽にできるのかもしれない。何かもう少し手軽に手が出せるというような仕組みを考えてみたらどうだろうかと思っております。検討してください。

(齋藤委員)

要するにホームページで事足りるということをしなくて、もう少し声を聞くようなことを、策定の時にしたいなと思っております。

(事務局)

御意見を踏まえて検討をしたいと思っております。

(地主座長)

協議事項の2の前期計画の取組状況に係る検証について、資料4 - 2から4まで、事務

局から説明をお願いします。

<説明>

事務局から、資料4 - 2から資料4 - 4について説明。

(地主座長)

ただ今、前期の計画について評価案が紹介されました。何かこれについて質問、御意見はございませんか。

(山内委員)

命を大切にすることを育む体制づくりの推進とあります。命を大切にすることはたった1つで、それぞれのできることをそれぞれの立場でやっていくと。私も所属している団体、いろいろありますけれども、活動をしています。でも、自己満足だけじゃないのかと。子ども達に体験させないと。もう少し具体性のあるものでこれは取り組んでいただかなければ、ほとんど効果は無いと私は思っています。群馬県の例を見ていただければ分かりますけれども、10年以上前からあらゆる対策を取って、「子どもを産むなら群馬県、子どもを育てるなら群馬県」ということで、いろんな課がそれぞれ持ち寄って、相当の努力をしている。ここはまず1点指摘をしておきます。

それからもう1つ、周産期医療。確かに改善されて。7月2日に中央病院を視察しました。吉田院長以下、救命救急の方、周産期医療の方々いろいろな話を聞かせていただきました。でも、全国で産科医、麻酔科医が足りない。今はもう本当に綱渡りのことをしていると。全国的に絶対数が足りないわけですから、これはすぐに結果が出るのはなかなか難しいだろうということを申し上げておきたい。

あと1つ、4ページ、教育云々で不登校のことが出ております。これも、動物と接することによって随分改善されて、今現在県の動物愛護センターと県の教育委員会が連携をとり、不登校の子どもに取り組んでやって、大分いい効果が出ているようです。やっぱり体験、企画するだけではなくやらせてみるということが大きな改善策につながると思います。

(地主座長)

その他、ございませんでしょうか。

それでは私からお願いですが、資料4 - 2が本編で、資料4 - 3が1冊あるわけですが。4 - 2を見ていて、具体的に何かと事業編を開いたら、事業編がちゃんと付いている。何で本編の方の施策の実施状況の方に番号を付けてくれないのかと。番号で対応していれば本編を見て細かいところは事業編の何番を見てくださいと言えば内容も分かるわけなので、その辺の作り方に工夫を凝らしてもらいたい。

それで今度事業編を見ていたら、斜線で消されているのがある。今、5か年の事業を評

価しているわけなので、途中で17年とか18年、19年で終わって、斜線を引かれていると評価対象から外すのかなと下手に錯覚する。この斜線を入れるということの意味がよく分からないので検討をしてもらいたい。

(事務局)

本編と資料編との対応については検討させていただきたいと思います。

斜線については、このプランの報告書がその年度、年度の報告書ということになっているので、既に終了している所は分かりやすく斜線を引いているだけで、前期計画の評価対象から除外しようとか、そういうことではございません。委員の皆様、こちらの方も頭の片隅に入れながら前期計画の評価等について御意見をいただきたいと思います。

(地主座長)

最後、事務局の方から説明をしていただいた後、一括質問を受け付けるということにしたいと思いますので、残っているところ、後期計画の施策体系及び評価指標について、事務局の方から説明をお願いします。

<説明>

事務局から、資料4-5、4-6について説明。

(地主座長)

ただ今、後期計画の施策体系と評価指標について説明がありましたけれども、そのことに関しまして何か質問、御意見、ございませんか。

(石澤委員)

5か年の中で、初年度は何をやるか、次年度は何をやるかという事項を、私は記入した方がよいと思います。これだけは青森県でやろうと、何か目標を立ててやっていただく。

それから、もう1つはただ運動としてやればよいというのではなくて、予算的な配慮を伴うのか、これからの計画の中で盛り込んでいかないと、私の言った本当の運動が何かできないのではないかなと。要望です。

(地主座長)

5か年の年次計画みたいなもの、プランみたいなもの、何かあるんですか。

(事務局)

前期計画では、そういうものはありませんでした。青森県の基本計画、未来への挑戦には、今、委員がおっしゃったようなキーワードを設定しております。私どもの後期計画に

についてはまだそこまでちょっと考えてはございませんけれども、検討したいと思います。

(工藤委員)

この少子化に歯止めがかからないと。前期を5年間やって歯止めがかからない。国でやっても県でやってもかからないということです、やっぱり後期計画は斬新な方法で計画をしていく必要があるだろうと思います。

例えば、5つの方針のうち、特にどれが青森県に重要なのか。特に重点化させるのは一番上に上げてきて、例えば1番なんかはそうですね、安心して子どもを産み育てるために、家庭での子育てを支援するというのは。乳児死亡率もそうだし虐待もそうですし。緊急に青森県としては対策を打っていかなければ、若者が離れる、夫婦でこの地にはいられない、ましてや子どもがだんだん少なくなって、この青森県を背負って立つ子ども達がいなくなるということです、年次計画は必ず必要だなと思います。今、いる子ども達の成長は待ってくれないので、早急をお願いしたいところです。

(地主座長)

それでは、そういう要望があるというので、1つ課内で検討してみてください。

年次計画も大事かもしれませんが、いわゆる重点目標を決めると、そこに確かに集中する、外されたところから色々な不平が出ますので、その辺は問題かなと。強い要望は出しません。

その他、何かございますでしょうか。

(清野委員)

今、ありましたように、目標を立てるのはとても大切なことだと思います。先ほどから文章を読ませていただいて、評価の体制としてPDCAサイクルの確立が追加されたとあります。目標を立てるのも必要ですけども、やはり評価というのは絶対的に必要であって、数値だけではなくてPDCAでしっかりと検証をしたということに基づいた評価というもの、これを強く希望します。

(石田委員)

経済も今、非常に厳しい環境になってきているわけです。そのことが、例えば進学に与える影響とか、あるいは子育て、家庭生活を送るに当たっての影響とか、あるいは影響しかなない状況なのではないのかなと思います。

そういう意味で、この目標の中にも、そういった雇用環境の悪化ということについて、子育てをしていく上で付け加えることを少し工夫していただけたらなということを要望したいと思います。

(地主座長)

給食費を納められない、授業料を納められない、卒業写真、アルバム代を納められない、色々ニュースになっていますよね。やっぱり、そういうことも子育てにはかなり大きな問題になるんだらうと思いますから、県もそういうのを少し拾い上げて、今までの指標だけじゃない、何か指針になるものも入れてもらってもいいのではないかなと私は思います。

(石澤委員)

具体的に最低これだけはやってもらいたいと、各市町村に要請をすることは、私は必要だと思う。全部やれと言っても、これは無理なんですよね。

例えば、うちの方で言うと、旧常盤村時代にずっと子育てにお金を出してきた。合併をしたら今度廃止になってしまった。給食費を、普通の方は5千円だと、母子家庭は3千円だと。市町村自体もそういうのを考慮していくと同時に、県がそれに対する何分の1かは配慮をしないと、本当の運動は私は出来ないだらうと思うものですから、そういうことも一つ考えていただきたい。

(地主座長)

皆様方のお手元に質疑・提案票というのが1枚ずつ入っていると思います。今日、このとおり非常に説明が長い、発言に回す時間が無かった、出来なかったということで非常に御不満が多いと思います。そういうことで、県の方から、説明してください。

(事務局)

委員の皆様には本日の会議の中で気付いたことがありましたら、こちらの質疑・提案票で、様々な御質問、提案等を出していただければと思います。一応、1週間ほどの期限で区切らせていただきまして、7月13日くらいまでに本日の会議を踏まえた御意見、御質問等をお願いしたいなと考えております。よろしくお願いします。

(地主座長)

もし、皆様方の方でその他御意見無ければ第1回目の会議としてはこれで終了したいと思います。

次回は10月頃でしょう。10月頃に県で大体後期の計画の素案を作りまして、皆様方に目を通していただいて、また御意見をいただくということをしてほしいという計画のようであります。

会議の資料、2～3日前に届くということでは読めと言っても読めないのが実際だと思うので、県の方も自分達が作らなければならぬ資料は第二便で送って、もう出来ている国のものだとか、そういうものは第一便で別に送ればいい。一つ、知恵を使って、委員が読めるように御配慮願いたいということをお願いして、今日の会議はこれで終わりたいと

思います。

どうもお疲れ様でした。

(事務局)

長時間にわたり、大変貴重な御意見をありがとうございました。皆様にご封筒に入った資料を今日お渡ししていると思います。これは青森労働局の方からいただいた資料です。

(本間委員)

今回、お渡ししました資料につきましては、今年、改正されました資料でございます。次世代法の改正、それから育児介護休業法の改正でございます。育児介護休業法の改正は今回、夫婦で育児休業をとるということに重点をおきまして、男性も子育てしやすい環境を作るということをより一層推し進めていきたいということでございます。皆様方の団体、あるいは企業におかれましても、必要な部数をおっしゃっていただければ当室の方からすぐにお届けしたいと思っております。どうぞ気軽にお声をいただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

次世代育成の後期計画につきましては、この推進協議会と庁内の連絡会議が連携をして、そしてお互いに活用していいものを作っていくと考えてございますので、皆様の御意見をお待ちしております。どしどし出していただくように、よろしく願いたいと思います。

以上をもちまして、第1回目の推進協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。